

要 返 信 （本案内の下部に通信欄があります）

令和 8 年 6 月

瀬戸内市水道事業指定給水装置工事事業者 各位

瀬戸内市水道事業
瀬戸内市長 黒石 健太郎

指定給水装置工事事業者制度の更新手続について（案内）

日頃より、瀬戸内市水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年 10 月 1 日より指定の更新制が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から **5 年間**となるため、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続が必要となります。

今回は **グループ II** の事業者様を更新対象としています。なお、有効期間内に更新手続を行わない場合、指定が失効となるためご注意ください。

到着確認のため、更新手続きの意思確認欄にチェックを入れて、FAX にて返信してください。

1 有効期間及び更新の受付期間（登録番号については、封筒の宛名に記載している数字です）

グループ	指定・更新を受けた日	指定の有効期限	申請受付期間	登録番号
II	令和 3 年 9 月 30 日 ～ 令和 8 年 9 月 29 日	令和 8 年 9 月 29 日	令和 8 年 7 月～ 令和 8 年 9 月末	B-1～ B-21

2 更新申請時に必要な提出書類（水道法第 25 条の 2 を準用）

【更新申請書類を持参または郵送で提出してください。様式はホームページからダウンロードできます。】

- 様式第 1 号（新規指定時の申請書と同様）
- 様式第 2 号（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- 機械器具調書（写真添付）
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）
- 位置図（事務所掲載の地図等、事務所内外の写真）
- 指定更新時確認事項（同封しているアンケート）
- 3 指定更新時確認事項の②受講実績および③受講状況の写し

3 指定更新時確認事項

【給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について確認するために、同封のアンケートを回答し、②受講実績および③受講状況の写しを提出してください。】

- 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料（瀬戸内市給水条例第 38 条による）

10,000 円（事業証交付時に納付）

5 更新制度に関するお問い合わせ先

瀬戸内市水道事業 上水道施設課 電話：0869-22-1326 担当：秋山、小野

瀬戸内市水道事業宛（FAX：0869-22-1211）

上記内容を確認しました。

更新手続きを□行う予定である（※指定内容に変更がある場合は更新手続き前に変更届が必要です。）

□希望しない

事業者名：